

# 令和2年度 事業報告書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

一般社団法人 全日本文具協会

## I 実施事業

一般社団法人全日本文具協会は、令和2年度において、定款第4条（事業）に基づき、以下のとおり事業を実施した。

1. 文具に関する調査及び研究
2. 文具に関する情報の収集及び提供
3. 文具に関する研修会及びセミナー等の開催
4. 文具に関する国際見本市の開催
5. 文具に関する知的財産権の擁護
6. 文具に関する内外関係機関等との交流及び協力
7. その他本会の目的を達成するために必要な事業

〔1〕文具に関する調査研究及び情報提供事業（定款第4条第1項、第2項、第5項事業）

### 1. 環境表示に関する調査研究及び情報提供

#### （1）グリーン購入法に関する調査研究及び情報提供

循環型社会形成推進基本法の個別法として、平成13年4月に「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、同法に基づく「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」における「国等が重点的に調達すべき物品（特定調達物品）」として、文具類48品目が定められた。その後、年ごとに品目の追加・整理が行われ、現在の83品目まで拡大されてきた。

当協会は、特定調達品目の調達と普及をはかることを目的として、平成15年2月より、文具類に関する基本方針の改正に協力するとともに、国・地方等の物品調達担当者が文具類を調達する際の指針として、特定調達品目の解釈・範囲を判りやすく解説した「グリーン購入法（文具類）の手引」を毎年2月に発行している。

#### ① グリーン購入法の判断の基準（文具類）の見直しに関する協力

環境省が提案する令和2年度におけるグリーン購入法の判断の基準（文具類）の部分改定（表記ゆれの修正）に協力した。

##### 表記ゆれの修正例

- ・修正前）【判断の基準】主要材料がプラスチックの場合にあっては…
- ・修正後）【判断の基準】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては…

また、令和2年度は、環境省の提案募集に対して「ラベルライター」を新たな品目として追加したいとの提案があったが、令和3年度において文具類全品目の判断の基準を5年毎に総合的に見直す時期にあたるため、併せて審議することとした。

② グリーン購入法（文具類）の手引（第18版）の作成と配布

グリーン購入法の判断の基準の一部改正に伴い、「グリーン購入法（文具類）の手引」を改訂し、第18版として当協会ホームページに公開した。

③ グリーン購入法の判断の基準に関する調査票の提出

令和3年度にグリーン購入法における文具類の判断の基準の5年ごとの見直しを行うため、環境省からの要請に基づき「2021年度グリーン購入法の判断の基準に関する調査票」を提出した。当協会の主な意見は下記のとおりである。

- ・ポストコンシューマ材の使用率ついて、品目ごとの特性に合わせて設定したい。
- ・植物を原料とするプラスチックの使用に関する基準をすべてのプラスチック製品に摘要したい。
- ・配慮事項である「消耗品が交換できること」を判断の基準に格上げすることを検討する場合には、品目ごとの特性及び用途に十分な配慮をする必要がある。
- ・業界全体の問題として、再生樹脂配合率及び古紙配合率を引き上げることは、再生材供給量の低水準での安定化、品質（安全性・耐久性・強度・調色）の劣化、調達費用・品質適性検査・成型ロスによるコストアップにより文具類の国際競争力の低下を招きかねないため、困難であると考え。また、現在の技術では、品質はもとより判断の基準に適合する商品数を維持することが困難となるおそれがある。
- ・再生率を追求しても限界だと考える。再生材比率以外の基準を検討することも重要。
- ・主要材料が金属（同素材の金属100%など）の文具・事務用品をグリーン購入法の対象に加えてはどうか。

④ グリーン購入法特定調達品目の市場形成状況に関する調査への協力

環境省が実施する、令和元年度（2019年度）におけるグリーン購入法特定調達物品（文具類）等の市場状況及び環境負荷低減効果に関する調査に協力した。

ア）国内出荷量における特定調達物品（文具類）の数量及び占有率の推移

調査対象品目 (単位)	内訳	調査対象年度（2019年4月～2020年3月）				
		2019	2018	2017	2016	2015
シャープペンシル (千本)	国内出荷量	56,781	54,075	61,715	66,725	66,381
	特定調達物品	12,476	13,591	14,842	17,616	16,662
	占有率	22.0%	25.1%	24.0%	26.4%	25.1%
シャープペンシル 替芯 (百万個)	国内出荷量	1,313	1,349	1,727	1,535	1,567
	特定調達物品	681	711	750	784	778
	占有率	51.9%	52.7%	43.4%	51.1%	49.6%
ボールペン (千本)	国内出荷量	623,591	638,681	684,128	649,853	610,170
	特定調達物品	166,696	167,405	175,781	186,866	185,767
	占有率	26.7%	26.2%	25.7%	28.8%	30.4%
マーキングペン (千本)	国内出荷量	512,004	503,071	500,657	508,108	493,795
	特定調達物品	105,426	107,657	114,245	111,194	112,277
	占有率	20.6%	21.4%	22.8%	21.9%	22.7%

紙製ファイル (千冊)	国内出荷量	147,752	152,038	151,378	153,824	133,943
	特定調達物品	126,233	129,758	132,531	132,561	124,649
	占有率	85.4%	85.3%	87.5%	86.2%	93.1%
プラスチック製 ファイル (千冊)	国内出荷量	89,290	89,129	87,389	87,146	65,246
	特定調達物品	43,600	44,485	45,043	43,947	31,182
	占有率	48.8%	49.9%	51.5%	50.7%	57.0%
紙製バインダー (千冊)	国内出荷量	1,571	1,718	1,790	1,575	1,732
	特定調達物品	1,546	1,683	1,753	1,517	1,684
	占有率	98.4%	98.0%	97.9%	96.3%	97.2%
プラスチック製 バインダー (千冊)	国内出荷量	6,587	6,557	6,460	6,149	7,066
	特定調達物品	5,161	5,157	5,245	4,790	5,862
	占有率	78.3%	78.6%	81.2%	77.9%	83.0%
定規 (千個)	国内出荷量	1,034	947	1,025	1,037	1,102
	特定調達物品	159	171	184	176	188
	占有率	15.3%	18.1%	18.0%	17.0%	17.1%
ステープレ (千個)	国内出荷量	4,744	4,833	5,074	5,691	5,404
	特定調達物品	4,235	4,141	4,460	4,404	2,549
	占有率	89.3%	85.7%	87.9%	77.4%	47.2%

イ) 国等の機関による特定調達物品（文具類）の調達量の推移（抜粋）

調査対象品目	調査対象年度（2019年4月～2020年3月）					
	単位	2019	2018	2017	2016	2015
シャープペンシル	千本	425	481	446	354	1,216
シャープペンシル替芯	千個	266	188	203	199	232
ボールペン	千本	1,948	2,202	2,025	2,157	2,055
マーキングペン	千本	2,049	1,994	2,045	2,351	2,061
鉛筆	千本	696	991	828	994	11,929
スタンプ台	千個	48	52	50	57	24
事務用修正具（テープ）	千個	161	188	189	188	184
消しゴム	千個	517	583	439	463	1,298
両面粘着紙テープ	千個	131	118	127	129	122
のり（固形）	千個	332	359	352	367	347
ファイル	千冊	12,557	12,562	13,680	13,257	15,524
バインダー	千冊	529	502	538	258	234
ノート	千冊	411	472	520	468	572
付箋紙	千個	3,843	4,243	4,446	3,949	4,151
インデックス	千個	1,523	1,744	1,802	1,784	1,286
チョーク	千本	921	962	870	810	828
定規	千個	52	59	100	192	897
ステープレ	千個	65	72	69	92	119

ウ) 国等の機関によるグリーン購入の実施による環境負荷低減効果（2000年度との比較）

（単位：プラ削減効果＝t、CO<sub>2</sub>削減効果＝t-CO<sub>2</sub>）

調査対象品目	環境負荷低減効果	調査対象年度（2019年4月～2020年3月）				
		2019	2018	2017	2016	2015
筆記具類	プラ削減効果	14.8	15.4	15.0	16.3	17.2
	CO <sub>2</sub> 排出削減効果	40.8	42.5	41.5	45.1	47.6
プラ製ファイル・ バインダー	プラ削減効果	96.8	97.0	105.0	96.1	103.8
	CO <sub>2</sub> 排出削減効果	268.0	267.0	290.0	265.6	287.0
定規・ステーブラー	プラ削減効果	1.6	1.7	2.2	3.7	13.4
	CO <sub>2</sub> 排出削減効果	4.1	4.6	6.1	10.3	37.2
その他プラ製文具	プラ削減効果	133.5	147.5	149.0	166.0	137.0
	CO <sub>2</sub> 排出削減効果	369.0	408.0	411.0	458.0	379.0
合 計	プラ削減効果	246.7	261.6	271.2	282.1	271.4
	CO <sub>2</sub> 排出削減効果	681.9	722.1	748.6	779.0	750.8

注) グリーン購入法施行前の2000年度における特定調達物品等の市場占有率と各年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用されるプラスチックの削減量を試算、また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算。

(2) エコマーク認定基準に関する調査研究及び情報提供

エコマークの認定基準「No.112 文具・事務用品」の部分改定に協力した。森林認証木材の利用拡大を促進するため、主要材料が木材で森林認証木材を使用する製品について、質量割合の計算方法の改定を行った。

【改定内容】再・未利用木材以外の木材を使用する製品は、製品全体主要材料の質量(金属、消耗部分、粘着部分を除く)に占める第三者認証を受けた森林認証木材の質量割合が70%以上であること。

また、文具・事務用品のエコマーク認定基準を当協会ホームページに公開した。

【参考：文具・事務用品のエコマーク認定ライセンス数（12月末日現在）】

	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
基準Version1認定商品	—	—	—	922	930
基準Version2認定商品	694	688	651	320	70
文具・事務用品合計	694	688	651	1,242	1,000
認定ライセンス総数	4,110	5,350	5,148	5,624	5,688

※認定基準Version1は、2018年8月31日まで有効。

※認定基準Version2は、2015年6月1日に制定。

(3) カーボンフットプリント制度に関する調査研究及び情報提供

カーボンフットプリントに関する「筆記具類PA-AS-03」、「ファイル・バインダー類PA-AR-03」及び「その他の文具・事務用品PA-B0-03」の各商品別算定基準（PCR）を当協会ホームページに公開し、文具・事務用品製造事業者及び消費者の参考に供した。

## 2. SDGs（持続可能な開発目標）に関する調査研究

当協会は、令和元年度において、当業界の重要課題としてGoal 5（ジェンダー平等）・Goal 1 2（持続可能な生産消費）・Goal 1 3（気候変動）・Goal 1 4（海洋プラスチック問題）の4目標を特定するとともに、当協会におけるSDGs行動指針を策定した。

令和2年度は、前年度に特定した重要課題を解決し上記SDGsの4つのGoalに貢献するために必要と考えられる基本的な行動目標を策定した。

### （1）全日本文具協会におけるSDGs重要課題



### （2）全日本文具協会のSDGs行動指針

- ① ジェンダー平等と多様な人々が共生できる社会づくりを推進します。
- ② 環境に配慮し、安全かつ優れた品質の商品・サービスを持続的に開発・提供することに努めます。
- ③ 脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。
- ④ 海洋プラスチックごみなどの海洋環境への負荷低減に努めます。

### （3）全日本文具協会のSDGs行動目標

- ① 原材料に関する行動目標
  - ・再生原材料の使用拡大（Goal 1 2・1 3・1 4に貢献）
  - ・合法木材利用の推進（Goal 1 2・1 3に貢献）
  - ・容器包装プラスチックの削減（Goal 1 2・1 3・1 4に貢献）
- ② 製品設計に関する行動目標
  - ・安全な製品設計の推進（Goal 1 2に貢献）
  - ・環境配慮設計の推進（Goal 1 2・1 3・1 4に貢献）
- ③ 情報開示・啓蒙活動に関する行動目標
  - ・環境負荷低減効果等の取組み成果の開示（Goal 1 2・1 3・1 4に貢献）
  - ・ジェンダー平等、障害者との共生、多様性に配慮した制度の拡充（Goal 5に貢献）
  - ・行動指針、行動目標に関する勉強会等の実施（Goal 1 2・1 3・1 4に貢献）

## 3. プラスチック資源循環促進法（案）に関する調査研究

わが国政府は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）を策定し、本戦略を具体化するため、令和3年1月に中央環境審議会から具申された「今後のプラスチック資源循環施策のあり方につ

いて」に則り、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講ずるため、令和3年3月9日に「プラスチック資源循環促進法（案）」を閣議決定した。

本法案は、令和3年6～8月に国会において審議され、令和4年春に施行される予定である。また、令和3年秋には「環境配慮設計」に関する指針が示される見込みであり、当協会は、この指針に基づき「環境配慮設計ガイドライン」を策定することになる。

本法案の基本方針は以下のとおりである。

- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

また、当協会の令和2年度における対応は以下のとおりである。

① プラスチック資源循環戦略説明会（経済産業省資源循環経済課主催）

日 時 令和2年11月25日（水）14時～15時40分

場 所 経産省別館238号室

出席者 会員企業23名

② 経済産業省資源循環経済課によるヒアリング（三菱総合研究所に委託）

日 時 令和3年1月7日（水）15時～16時30分

形 式 Microsoft Teamsによるオンライン

出席者 環境安全委員4名及び事務局1名

③ 経済産業省生活製品課との会議（3回）

第1回 令和2年10月28日（水）15時30分～17時

第2回 令和2年12月16日（水）14時～15時30分

第3回 令和3年 3月11日（木）10時30分～12時

④ 環境省環境経済課との会議（1回）

第1回 令和3年 3月17日（水）10時～11時30分

#### 4. 文具製品の安全性向上に関する調査研究及び情報提供

##### （1）シュレッダの安全性確保のための情報提供

シュレッダによる傷害事故（平成18年）、可燃性スプレーによるシュレッダの発火事故（平成21年）を受けて、（一社）ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMA）のシュレッダ部会と安全対策等に関する情報を共有するとともに、共同で構築した「シュレッダ可動部の安全に関するガイドライン」及び「シュレッダへの可燃性スプレー使用に関する注意事項」を、前年度に引き続き当協会のホームページに掲載し、シュレッダを製造販売する会員及びシュレッダを使用する消費者に対し、注意喚起を行うとともに安全性確保のための周知に努めた。

##### （2）シュレッダ可動部の安全に関するガイドラインの改正

ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMA）の呼びかけに応じて、本年2月、両団

体のシュレツダを製造する企業（当協会3社、JBMA6社）によるシュレツダ情報交換会を立ち上げ、シュレツダの安全性について情報協議した結果、シュレツダ可動部の安全に関するガイドラインの改正電気用品安全法に基づく部分を中心に改正することを合意し改正作業にはいった。

## 5. 文具の知的財産権擁護に関する調査研究及び情報提供

### (1) 中国意匠公報の共同購読による意匠権侵害の観察

中国で無審査により登録される、わが国の文具の意匠権登録（冒認意匠）を発見するため、会員6社・2団体により、日本アイアール社が提供する中国意匠公報を共同購読し、中国における意匠権侵害に関する観察を実施するとともに権利侵害情報を共有した。本事業は、共同購読者の総意に基づき、令和2年7月発行分をもって購読を終了した。

### (2) 文具に関する研修会及びセミナー等の開催事業（定款第4条第3項、第5項事業）

文具業界におけるさまざまな課題に対応するために、専門分野の講師を招聘して、以下のとおりセミナーを1回開催するとともに、東京文具工業連盟と講演会事業において相互に協力を行った。

#### 1. 知的財産権セミナー

開催日時 令和3年3月10日（水）14時～16時  
開催方法 Microsoft Teamsによるオンライン開催  
テーマ 知財部員のためのコミュニケーション術  
講師 友利 昂 氏（一級知的財産管理技能士、著述家）  
受講者数 84人

#### 2. 東京文具工業連盟との講演会事業相互協力

東京文具工業連盟との講演会相互協力により、当協会会員が東京文具工業連盟主催のセミナー等に参加した。

##### (1) ポストコロナ・ウイズコロナ時代への対応セミナー

開催日時 令和2年11月26日（木）13時30分～16時40分  
開催方法 Microsoft Teamsによるオンライン開催  
テーマ 第1部 コロナ時代の経営戦略  
第2部 リモートマネジメント  
講師 新岡 達也 氏（株式会社インソース 専任講師）  
受講者数 26人

##### (2) デザインセミナー

開催日時 令和3年2月17日（水）15時～17時  
開催方法 Microsoft Teamsによるオンライン開催  
テーマ デザインと発想の世界  
講師 おーくん・あきら 氏（グラフィックデザイナー・アートディレクター）  
受講者数 80人

〔3〕文具に関する国際見本市の開催事業（定款第4条第4項、第5項事業）

1. 第31回 国際文具・紙製品展（ISOT2020）への特別後援

主 催 リード エグジビション ジャパン（株）

特別後援 （一社）全日本文具協会

会 期 令和2年9月2日（水）～4日（金）3日間

会 場 東京ビッグサイト（東京国際展示場）西展示ホール

会員出展 1社 2小間

来 場 者 16,817人（3日間合計）

〔4〕内外関係機関等との交流及び協力（定款第4条第2項、第5項、第6項事業）

1. 関係官庁との協力及び交流

- （1）「プラスチック資源循環施策の基本的方向性に関する意見募集（経済産業省）」に協力した。
- （2）「インド原産地証明ルール変更についてのアンケート調査（経済産業省）」に協力した。
- （3）「障害者差別解消法に係る相談事例等に関する調査（経済産業省）」に協力した。
- （4）「プラスチック資源循環に係るアンケート調査（経済産業省）」に協力した。
- （5）「日英EPA解説書（日本貿易振興機構）」を配布した。
- （6）「EPA制度概要と利活用事例（経済産業省・日本貿易振興機構）」を配布した。
- （7）特許庁による「商品・サービス国際分類表に関する意見取り」に協力した。
- （8）国際知的財産保護フォーラムに参加した。
- （9）東京都による「業種別動向調査及び団体概要調査」に協力した。

2. その他関係機関との協力及び交流

- （1）日本データ交換機構の運営に協力した。
- （2）文化用品安全試験所の運営に協力した。
- （3）流通システム開発センターの流通システム事業に協力した。
- （4）日本文具財団（日本文具資料館）の運営に協力した。
- （5）日用品工業団体協議会の運営に協力した。
- （6）日本環境協会のエコマーク事業に協力した。
- （7）日本製紙連合会の違法伐採対策モニタリング事業に協力した。
- （8）キッズデザイン協議会による「子供の特性に基づく人間中心設計に関する国際標準化事業（ISO規格の原案作成）」に協力した。
- （9）日本筆記具工業会による「電気鉛筆削り機及び手動鉛筆削り器（JIS S 6049）」のJIS規格改正に協力した。
- （10）日本筆記具工業会の商標「JWIMA」について、同工業会からの依頼を受けて商標登録を行った。

3. 関係官庁及び関係機関の施策及び情報等の周知連絡

経済産業省及び環境省等関係官公庁の補助事業等施策に関する情報、関係団体からの各種情報について、電子メール等により会員各社に配信した。



〔5〕その他、本会の目的を達成するために必要な事業（定款第4条第7項事業）

1. 全文協団体PL保険制度の管理・運営

当協会が損害保険会社に管理・運営を委託している団体PL保険制度について、会員企業への加入斡旋を行うとともに、同保険制度に係る事務処理を行った。

委託先損害保険会社 損害保険ジャパン(株)

保険期間 令和2年7月1日～令和3年6月30日（毎年更新）

団体PL保険契約状況 契約企業 15社

2. ホームページによる情報提供

当協会のホームページによる情報提供を行った。

一般消費者を対象に、会員企業情報、文具業界及び文具製品に関する情報、また事業者を対象に、グリーン購入法（文具類）の手引き及び貿易統計等に関する情報を提供した。

併せて定款、事業報告書、貸借対照表等のディスクロージャー情報を掲載した。

3. (一社)東京文具工業連盟の業務受託

(一社)東京文具工業連盟の業務を受託し、連盟事務局の運営と事業の遂行をはかった。

4. 消費者問合せ窓口

消費者等対応窓口を設置し、国内外の消費者及び消費者団体等からの文具製造企業及び文具等に関する各種問い合わせ等に対応した。

5. 事務所の転貸借契約と改修工事

全日本文具協会及び東京文具工業連盟を転貸人、日本筆記具工業会を転借人とする東京文具工業健保会館1階の事務所転貸借について、令和2年度に3者及び家主において合意したことを受けて、事務所を共同使用するための改修工事(令和2年7月10日～26日)を実施し、令和2年8月1日付けで、家主立会いのもと3者による転貸借契約を締結、同日より事務所の共同使用を開始した。

6. 公益目的支出計画の管理状況

(1) 令和元年度公益目的支出計画実施報告書の提出

令和元年度の公益目的支出計画実施報告書を、令和2年6月24日に内閣府公益認定等委員会に提出した。

(2) 令和2年度公益目的支出財産の管理

令和2年度の公益目的支出額は、7,628,641円であった。

一般社団法人への移行当初の公益目的財産額 80,796,491円のうち、令和2年度までの8年間の支出実績は70,438,803円、公益目的支出財産残額は10,357,688円となった。当初、公益目的支出計画を令和4年3月31日で完了する計画であったが、事務所費用の縮減などにより、令和2年度以降の公益目的支出額が減少するため、公益目的支出計画を1年延長し令和5年3月31日に終了する。

## Ⅱ 総務関係

### 〔1〕会員の移動状況

区 分	期 首	期 中 異 動		期 末
	会 員 数	入 会	退 会	会 員 数
正会員（法人）	64	0	2	62
正会員（団体）	2	0	0	2
賛助会員	3	0	0	3
合 計	69	0	0	67

### 〔2〕諸会議

#### 1. 第8回定時総会

提 案 日 令和2年6月1日（月）

開催方法 書面による審議

議 案 令和元年度事業報告並びに同決算報告承認の件  
令和元年度公益支出計画実施報告書承認の件  
令和2年度事業計画（案）並びに同予算（案）承認の件  
役員補選の件

#### 2. 令和2年度第1回理事会

提 案 日 令和2年5月12日（火）

開催方法 書面による審議

議 案 令和元年度事業報告並びに同決算報告承認の件  
令和元年度公益目的支出計画実施報告書承認の件  
役員補選の件 他

#### 3. 令和2年度第2回理事会

開催日時 令和3年2月4日（木）13時

開催方法 Microsoft Teams によるオンライン開催

議 案 令和3年度事業計画（案）並びに同予算（案）承認の件  
役員改選に関する件 他

#### 4. 監査会議

通 知 日：令和2年4月8日（水）

開催方法：書面による監査

監査事項：令和元年度事業報告並びに同決算報告に関する監査  
：令和元年度公益目的支出計画実施報告書に関する監査

#### 5. 委員会及び部会を12回開催した。

#### 6. 関係官庁及び関係諸団体との会議を19回開催した。

以上